

# 鳥取縣令

縣令

昭和二十一年十二月廿七日

金曜日

本署ノ大キサハ國定規格ニ5刊

次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第一條第一項中「第九號、第十一號、第十二號、第十四號、第十七號、第十八號及び第十九號」を削り各號を順次繰りあげる。

◇鳥取縣令第百二號

昭和十八年三月鳥取縣令第二十四號漁業生産獎勵施設補助金交付規程中次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

別表を左の通り改める。

◇鳥取縣令第百號

大正五年三月鳥取縣令第十四號鳥取縣水産試驗場規程中次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第二條中「技師助手」を「技官」に改め「書記」の前に「事務官」を加へる。

第三條中「技師」を「技官」に改める。

第四條中「技師及助手」を「技官」に改める。

第五條中「書記」の前に「事務官」を加へる。

◇鳥取縣令第百一號

昭和十四年十月鳥取縣令第三十三號鳥取縣漁業取締規則中

別表	施設事項	施設範圍	補助主体	補助金標準
	一、漁獲物増産施設	(一) 浅海増殖ニ要スル費用 (イ) アユ及ウナギノ種苗採収及採收シタモノノ配給 (ロ) エビ(クルマエビ、イセエビ及ニシキエビ) アワビ(トコブシヲ含ム) ハマグリ アサリ、ホツキガヒ、アカガヒ(ハヒガヒ及モガヒヲ含ム) ホタテガヒ、バカガヒ、ナマコ及ウニノ種苗ノ放養 (ハ) アユノ産卵場並ニエビ(クルマエビ、イセエビ及ニシキエビ) アワビ(トコブシヲ含ム) ハマグリ、アサリ、ホツキガヒ、カガヒ(ハヒガヒ及モガヒヲ含ム) ホタテガヒ、バカガヒ、ナマコウニノ發生場ノ造成 (ニ) テングサ(ヒラクサ、オホ	漁業會、費用ノ水産業會十分ノ五 其他知事以內ノ適當ト認ムル團體	
	(イ) コヒ類、ワカサギ、ドゼウ等親魚養成採苗設備並ニ事業 (ロ) コヒ類、ワカサギ、ドゼウ等種苗ノ配給又ハ放流設備並ニ事業 (ハ) コヒ類簡易採苗場ノ設備			
	(三) 淡水魚増殖ニ要スル費用 (イ) コヒ類、ワカサギ、ドゼウ等親魚養成採苗設備並ニ事業 (ロ) コヒ類、ワカサギ、ドゼウ等種苗ノ配給又ハ放流設備並ニ事業 (ハ) コヒ類簡易採苗場ノ設備			
	(四) 魚族聚集施設ニ要スル費用			

施設事項	施設範圍	補助主体	補助金標準
漁業改善施設	魚礁又ハ魚巢ノ設置 (一) 漁船救難ニ要スル費用 漁船救難ニ必要ナル救難所ノ新設、増設、改設又ハ購入 (二) 漁業用無線通信施設ニ要スル費用 漁業用無線陸上局ヲ改善スルニ要スル費用	漁業會、補助金ノ水産業會十分ノ五 其ノ他知以內ノ適當ト認ムル團體	

◆鳥取縣令第三百三號  
鳥取縣漁檢定所規程を次のやうに定め公布の日からこれを施行する。  
昭和二十一年十二月二十七日  
鳥取縣知事 林 敬 三

◆鳥取縣令第三百三號  
鳥取縣漁檢定所規程  
第一條 漁檢定所は次の事業を行ふ。  
一、線系による鰯の檢定  
二、鰯の鑑定  
三、鰯の檢定鑑定及び格付に關する研究及調査  
四、講習、講話、傳習及び質疑應答  
第二條 漁檢定所に次の職員を置く。  
所 長  
事務官  
技 官  
縣書記  
第三條 所長は知事の指揮監督をうけ事務を掌理して部下の職責を指導監督する。

◆鳥取縣令第三百三號  
昭和二十一年十二月二十七日  
鳥取縣知事 林 敬 三

◆鳥取縣令第三百三號  
昭和二十一年十二月二十七日  
鳥取縣知事 林 敬 三

技官は上司の指揮をうけ業務を分掌する。  
事務官及び縣書記は上司の指揮をうけ庶務會計に従事する。

第四條 所長が事故のあるときは上席職員がその職務を代理する。

第五條 所長は次の事項に關しては知事の承認を受けなければならぬ。  
一、處務細則の制定及び改廢  
二、研究及び調査に關する方法  
三、その他重要な事項

第六條 次の事項は所長において便宜これを處分することができる。  
一、職員の仕事分擔  
二、職員の内出張  
三、職員の缺勤並に除服出仕  
四、職員以外の者の採用罷免  
五、業務に關する書類の印行  
六、その他輕易なる事項

第七條 所長は毎年三月十五日迄に次年度事業計劃及四月三十日迄に前年度業務功程を知事に報告しなければならない。但し臨時必要と認める事項はその度にこれを報告しなければならない。  
業務に關する書類を印行したときは其の度に之を知事に差出さなければならない。

第八條 所長は檢定供用繭の採取に關し常設又は臨時の立會人を囑託することができる。  
前項の囑託をしたときは直に知事に報告しなければならない。

第九條 所長は主管事務に關し官公署の公共團體その他と文書の往復をすることができる。

附 則

昭和十一年七月三十一日鳥取縣令第八號鳥取縣繭檢定所規程はこの規程公布の日よりこれを廢止する。

◇鳥取縣令第五百五號

鳥取縣蠶業試驗場規程を次のやうに定め公布の日よりこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣蠶業試驗場規程

第一條 蠶業試驗場は左の業務を行ふ。

- 一、原蠶種の製造及び配付
- 二、試験及び調査
- 三、桑種苗及び標本の配付
- 四、講習、講話、實地指導及び質問應答

第二條 蠶業試驗場に次の職員を置く。

- 場 長
- 事 務 官
- 技 官
- 縣 書 記

第三條 場長は上司の命をうけ場務を掌理して部下の職員を指揮監督する。

第四條 事務官及び縣書記は場長の指揮をうけ庶務に従事する。

第五條 技官は場長の指揮をうけ技術に従事する。

第六條 場長が事故のあるときは上席職員がその職務を代理する。

第七條 場長は職員に關して知事に意見を具申することができる。

第八條 次の事項については知事の認可をうけてこれを處理するものとする。  
一、處務細則又は諸規程の改廢  
二、試験の設計

第九條 次の事項は場長において便宜これを處理することができる。但し第四號の場合は處分後直に知事に報告しなければならない。  
一、職員の仕事分擔  
二、職員の内出張  
三、職員の内出張  
四、助手、小使、業手の採用罷免

第十條 職員の内出張は知事の認可をうけなければならない。  
歸場後は直に復命書を提出しなければならない。

00292

第十一條 場長は毎年四月末日迄に前年度の業務功程を知事に報告しなければならない。  
附 則

◇鳥取縣令第百六號

發疹チフスの豫防について次のやうに定める。  
昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第一條 十月一日から翌年六月三十日迄の間に於て醫師は劇しい頭痛を伴つた發熱患者を診察したときは二時間以内これを所轄市町村長に届出でなければならぬ。但し醫師が明らかに發疹チフスで無いことを認定した場合は此の限りでない。

第二條 市町村長は前條の届出を受けたときはすぐに發疹チフス患者發見班にこれを檢診させ、發疹チフスの疑ひあるときは八時間以内患者を傳染病院隔離病舎又は適當な場所に隔離しなければならない。

第三條 市町村長は發疹チフスの疑ひある患者の家族同居者及び病毒感染の疑ひある者は、前條の檢診後八時間以内これを隔離しなければならない。  
第四條 本令に違反した者はこれを科料に處する。  
附 則  
本令は公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣令第百七號

昭和七年六月鳥取縣令第三十一號狂犬病豫防規則の一部を次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。  
昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第七條 削除  
第八條 削除  
第九條 削除  
第十條中「第六條第二項又ハ第七條」を「又ハ第六條第二項」に改める。  
第十一條 第一號 削除  
第二號 削除

00293

第三號 削除  
第四號 削除

◇鳥取縣令第百八號

明治三十九年八月鳥取縣令第二十六號屠場法施行規則細則を次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。  
昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第九條 第二項中「獸肉ヲ屠殺解体セムトスル場合ハ屠殺前、同條第二號ニヨリ屠殺シタル場合ハ速カニ所轄警察署又ハ巡查派出所若ハ巡查駐在所ニ届出ヘシ」を「屠殺解体ヲ爲サムトスル場合ハ獸名、生年月日、毛色、牝牡ノ區別並其ノ理由ヲ記シ且獸醫師ノ診斷書ヲ添ヘ所轄警察署長ノ許可ヲ受クヘシ」に改め同條第二項の次に次の一項を加へる。

「屠場法施行規則第三條第二號ニ依リ切迫屠殺ヲ行ヒタル場合ハ速カニ所轄警察署又ハ巡查派出所若ハ巡查駐在所ニ届出眞ノ證明ヲ受クヘシ」

◇鳥取縣令第百九號

明治二十七年十月鳥取縣令第七十二號獸肉販賣取締規則の一部を次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。  
昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第四條 削除  
第五條中「獸肉販賣者」を「獸肉販賣營業者」に改める。  
第九條中「牛、羊、豚」を「牛、馬、羊、豚」に改める。  
第十三條中「賣肉營業者」を「獸肉販賣營業者」に改める。  
第十四條中「第四條」を削除する。

◇鳥取縣令第百十號

左の縣令はこれを廢止する。  
昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

明治二十九年一月 鳥取縣令 第十一號  
縣廳又ハ縣廳ヲ經テ他官廳ニ差出ス文書ハ、市役所等經由ノ件

00294



昭和十三年十一月 同第五十一號 醫療關係者職業能力申告令施行細則  
明治四十二年二月 同第十三號 醫師、齒科醫師等醫籍訂正願ニ戸籍抄本添付ノ件  
明治二十四年四月 同第三十五號 口中療治、接骨、入齒々抜取縮規則  
昭和六年二月 同第三十四號 鍼術、灸術、按摩術、マツサージ術及柔道整腹術營業免許鑑札書換ノ件

大正六年二月 同第四號 衛生專業獎勵規程  
大正五年三月 同第十五號 娼妓健康診斷規則

## ◇鳥取縣令第百一十一號

大正五年三月鳥取縣令第十一號「畜産組合法施行細則」を「馬匹組合法施行細則」とし、條文中次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

本細則中「畜産組合法」とあるを總べて「馬匹組合法」に改める。

第八條中「馬匹ト馬匹以外ノ家畜トヲ合併シテ組織セル組合ニ在リテハ副本ニ通テ其ノ他ノ組合ニ在リテハ副本一通ヲ添付スベシ」を「副本一通ヲ添付スベシ」に改める  
第八條の二中「馬匹ト馬匹以外ノ家畜トヲ合併シテ組織セル組合ヨリ」を削除する。  
第八條ノ二ノ一中「(洋種、雜種、和種)」を削除する。  
第九條を削除する。  
(別紙書式)中「畜産組合法長」を「馬匹組合法長」に改める。

## ◇鳥取縣令第百十二號

大正八年八月鳥取縣令第三十三號「畜産組合財務規程」を「馬匹組合法財務規程」とし、次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第三十二條を削除する。

## ◇鳥取縣令第百十三號

昭和十年八月鳥取縣令第四十二號「困伯牛犢生産検査規則」

00295

を「犢生産検査規則」とし、規則中次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第三條中「市町村長」を「市町村農業會長」に改める。

第六條中「關係市町村長」を「關係市町村農業會長」に改める。  
第八條中「市町村長」を「市町村農業會長」に改める。  
第十條中「血統、毛色、特徴」の次に「失格」を加へる。  
「其ノ種類、番號」を「其ノ登録記號」に改める。  
第十二條二項中「直ニ所屬縣農業會支部」を「所屬生産検査員」に改める。  
第十五條を削除する。  
第十六條を「第十五條」に「第十七條」を「第十六條」に「第十八條」を「第十七條」に改める。  
第二號、第三號様式及別記様式犢生産検査員證票雛形の裏面を次のやうに改める。

## 第二號様式

## 犢 産 生 産 査 票

所有者 住所氏名 管理 住所氏名 住所氏名 住所氏名	郡市 町大字	郡市 町大字	種 類	毛 色	特 徴	産 地	血 統									
							父		母		項 背旋	大 字	生 年 月 日	昭 和 年 月 日	番 地	番 地
							本 豫 鳥 第	補 豫 鳥 第	本 豫 鳥 第	補 豫 鳥 第						
郡市	郡市	郡市	和改	黒	市郡	市郡	父	母	項 背旋	大 字	生 年 月 日	昭 和 年 月 日	番 地	番 地		
町大字	町大字	町大字	良性	眉旋	市郡	市郡	本 豫 鳥 第	補 豫 鳥 第	本 豫 鳥 第	補 豫 鳥 第	祖 父 本 豫 鳥 第	祖 母 本 豫 鳥 第	祖 父 本 豫 鳥 第	祖 母 本 豫 鳥 第		
番地	番地	番地		旋	村町	村町	號	號	號	號	號	號	號	號		

第三號書式

昭和年 月 日 犢生產検査報告ノ一

月日	町村名	検査頭數	失格	損傷	出現數	摘要
		牝 計	牝 計	牝 計	牝 計	

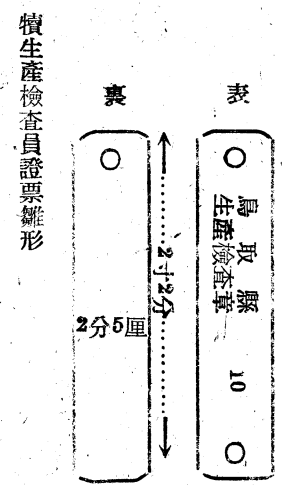
備考 失格欄ニハ異毛色、牝ノ陰囊前並牝ノ乳房部以外ノ白斑、白舌(口接舌ヲ含ム)及豚尻ヲ記入シ、損傷欄ニハ株骨、瘡、刺毛、面旋缺其ノ他ノ損傷ヲ記入スルコト。

摘要欄ニハ失格及損傷ノ名稱別(接舌、異毛色及刺毛ニ付テハ種類別)出現ヲ記入スルコト。

同上ノ二

種牝検査	失格	損傷	摘要
牛名頭數	異毛色	豚尻	刺毛
色	白舌尻	骨瘡	面旋缺
		毛缺	舌他
			計
			摘要

備考 損傷欄其ノ他ノ項ニハ沈骨等ノ名稱及其ノ出現數ヲ記入スルコト。



犢生產検査員證票雛形

第 號 昭和 年 月 日 交付

犢生產検査員證票

鳥取縣 官職氏名

第五條 犢生產検査ハ縣農業會支部ノ積臺帳ニ基キ知事ノ任命又ハ囑託シタル検査員之ヲ行フ

第六條 検査員検査ニ從事スルトキハ別記雛形ノ犢生產検査員證票ヲ携帯スルコトヲ要ス

第七條 検査員検査ニ從事スルトキハ別記雛形ノ犢生產検査員證票ヲ携帯スルコトヲ要ス

第八條 疾病傷害其ノ他ノ不可抗力ノ事由ニ依

鳥取縣令第百十四號

明治三十八年二月鳥取縣令第四號牛籍規則を次のやうに改正し、公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十一月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第五條中「十日以内ニ市町村長」を「十日以内ニ市町村農業會長」に改める。

鳥取縣令第百十五號

明治四十年七月鳥取縣令第三十二號種牝牛検査法施行規則施行手續を次のやうに改正し公布の日からこれを施行する

リ検査ヲ受クルコト能ハサルトキハ市町村農業會長ノ證明書ヲ添付シ豫メ検査員ニ届出ツヘシ

第十二條 前條ニ依リ装着セシ耳標ハ生後滿一ケ年ニ達スル迄故意ニ之ヲ離脱ヘルコトヲ得ス

第十三條 前項ノ期間内ニ耳標脱落シタル場合ハ直チニ所屬生産検査員ニ届出テ装着ヲ受ケヘシ

第十四條 検査ヲ受ケサルモノニハ本令ニ依ル耳標ヲ装着シ又ハ紛ハシキ標識ヲ附スルコトヲ得ス

第十六條 本令第七條第八條第十二條及第十三條ニ違反シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

鳥取縣令第百十六號

昭和二年四月鳥取縣令第二十三號縣有種牝牛貸付規程を次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第一條中「因伯牛」を「本縣産牛」に改める。

第六條 第一項に次の但書を加へる。

「但シ知事必要ト認めタル時ハ貸付期間中一時ニ全額ヲ納付セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ前項ノ利息

ハ加算セサルモノトス

◇鳥取縣令第百一十七號

明治四十四年一月鳥取縣令第二號家畜市場法施行細則を次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

附則第三號書式中「畜産組合」を「縣農業會」に改める。

◇鳥取縣令第百十八號

大正三年三月鳥取縣令第五號續騎實買取締規則を次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第一條中「縣農業會」の次に「及縣馬匹組合」を加へる。

第五條中「組合員二名ヲ保證人トシ縣農業會ノ」を「續ニ在リテハ縣農業會員駒ニ在リテハ馬匹組合員各二名ヲ保證人トシ夫々縣農業會及縣馬匹組合ノ」に改める。

第六條中「市町村長ノ證明ヲ添へ縣農業會ニ届出テ」を

「續ニアリテハ市町村農業會長ノ證明ヲ添へ縣農業會ニ届出テ」に改める。

第七條、第八條、第九條、第十三條中「縣農業會ハ」を「縣農業會及縣馬匹組合」に改める。

◇鳥取縣令第百十九號

大正十四年一月鳥取縣令第一號種牡豚検査規則を次のやうに改正し公布の日からこれを施行す。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第十四條中「所轄市役所町村役場」を削除する。

◇鳥取縣令第百二十號

大正十二年五月鳥取縣令第三十號家畜傳染病豫防法施行細則を次のやうに改正して公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

本細則中「獸醫」とあるを「獸醫師」に改める。

第三條中「流行性露口瘡」を「口蹄疫」に改める。

第五條第一項但書中「牛ノ傳染性肋膜炎、流行性露口瘡」を「牛肺疫、口蹄疫」に改め「家禽虎列刺」の次に「家禽ペスト」を加へる。

◇鳥取縣令第百二十一號

昭和六年六月鳥取縣令第四十號「蹄鐵工取締規則」を「裝蹄師取締規則」とし規則中次のやうに改めて公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

本則中「蹄鐵工」とあるは總べて「裝蹄師」と改める。第六條及び第七條を削除して「第八條」を「第六條」に「第九條」を「第七條」に改める。

◇鳥取縣令第百二十二號

大正四年四月鳥取縣令第十四號鳥取縣立種畜場規程を次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第二條中「技師主事補」を「技官事務官」に改める。

第四條中「技師及技手」を「技官」に改める。

第五條中「主事補」を「事務官」に改める。

第八條中「二號」を削除して「三號」を「二號」に「四號」を「三號」に改める。

第九條中「五日以内ナルトキハ其ノ旨知事ニ報告シ其ノ他ノ場合ハ知事ノ認可ヲ受クヘシ」を「五日以上ナルトキハ知事ニ報告シ管外ニ出張セントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ」に改める。

◇鳥取縣令第百二十三號

大正九年十二月鳥取縣令第五十五號「種牡豚種附規程」を「縣有種畜種附規程」とし規程中次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

00300

鳥取縣知事 林 敬 三

本規程中「牝豚」とあるを「牝牛及牝豚」に改める。

第一條中「種豚」を「種畜」に改める。

一、二號を次のやうに改める。

「一、生後十六箇月以上ノ牛」

「二、生後八箇月以上ノ豚」

第二條第二項中「有効期間ハ五十日トス」を「有効期間ハ

牛六ヶ月豚ニヶ月トス」に改める。

第四條を次のやうに改める。

種畜場ニ飼養スル種畜ノ種附ヲ爲ストキハ左ニ該當スル

場合ヲ除クノ外種附料ヲ徴收ス

初回種附ヲ爲シ妊孕セズシテ二回以上種附シタルトキ

第五條を第六條に改める。

第六條を削除して新たに次の第七條を加へる。

「第七條 牝牛及牝豚ノ種附ヲ受ケタルモノ又ハ其ノ承繼

人ハ其ノ仔畜ノ血統書ノ下附ヲ種畜場長ニ出願スルコト

ヲ得」

別記書式中「種豚種附」を「種畜種附」に改める。

◇鳥取縣令第百二十四號

昭和二十年六月鳥取縣令第二十四號「鳥取縣養蜂統制規則」を「鳥取縣養蜂取締規則」とし規則中次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

本則中「及密蠟」を削除する。

第五條を削除して「第六條」を「第五條」に「第七條」を

「第六條」に「第八條」を「第七條」に改める。

改正第六條中「及第五條」を削除する。

改正第七條中「若ハ第五條」を削除し「又ハ第六條」を「

又ハ第五條」に改める。

様式第一號及第二號中「養蜂統制規則」とあるのを「養蜂

取締規則」に改める。

様式第三號を削除する。

◇鳥取縣令第百二十五號

昭和十八年二月鳥取縣令第十六號鳥取縣馬事振興補助規程を次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

00301

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第二條中第五號を削除する。

第三條を左の通り改める。

第三條 前條第一號の施設に關する補助金は馬匹組合其

の他知事の適當と認むる團體の左に掲ぐる費用に對し

之を交付す。

種付所又は種付場の工作物に付支出する費用

第四條中「畜産組合」とあるを「馬匹組合」に改める。

第七條を削除する。

第八條を左の通り改める。

第七條 第二條第一號ノ施設ニ關スル補助金ノ額ハ左ノ

標準ニ依ル

第三條ノ補助金ノ額ハ一般ノ用ニ供スル種付所又ハ種

付場ノ工作物（厩舎、馬検査場、交尾場、運動場、牧

手舎、給水設備、牆壁等）ノ修繕又ハ新築、増築、改

築及移築ニ要スル費用ノ二分ノ一以内、但シ特別ノ事

由アルトキハ其ノ費用ノ範圍内ヲ交付スルコトアルベ

第九條を第八條に改める。

第十條を第九條に改め第二號中「(三)」を削除する。

第十一條を第十條に改め第一號中「馬政局長官」とあるを

「畜産局長」に改める。

第十二條を削除する。

第十三條を第十一條に改め「但シ書」を削除する。

第十四條を第十二條に改める。

第十五條を第十三條に改め第三號様式とあるを第二號様式

に改める。

第十六條を第十四條に改め第一號を削除し第二號を第一號

に第三號を第二號に改め第二項を削除する。

第十七條を第十五條に改める。

第十八條を第十六條に改める。

附則中「軍用保護馬鍛錬施設補助要項」を削除する。

第一號様式備考中第七條とあるを第六條に改める。

第三號様式を第二號様式に改め第十五條とあるを第十三條

に改める。



鳥取縣令第五百二十六號

次の縣令はこれを廢止する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林

敬 三

明治二十三年九月 鳥取縣令 第七十二號

獸醫假免狀下附出願手續

明治二十三年八月 同第六十八號

蹄鐵工假免狀下附出願手續

明治三十七年七月 同第二十七號

種牡馬検査法施行細則施行手續

明治四十一年三月 同第十九號

縣有種畜種附料規則

大正五年二月 同第七號

縣有種牡牛及本縣借受ニ係ル國有種牡牛種附規程

大正五年九月 同第二十九號

縣有種畜貸付規程

大正九年三月 同第二十一號

種牡馬種附料補助規程

昭和十四年三月 同第三號

鳥取縣役肉用牛登錄規程

昭和十四年三月 同第四號

鳥取縣役肉用牛登錄取扱手續

告示

鳥取縣告示第五百三十一號

縣立丹比診療所は昭和二十一年十二月三十一日限りこれを廢止する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林

敬 三

鳥取縣告示第五百三十二號

物價統制令第四條の規定によつて疊の表替、裏返し料及び設計敷込料金の統制額を次のやうに指定する。

昭和二十一年八月鳥取縣告示第三百五十四號(疊の表替裏返し加工料金の統制額指定の件)はこれを廢止する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林

敬 三

一、表替、裏返し料金	鳥取縣知事 林	敬 三
等級	標準規格	最高額
一等	平刺	返し
二等	四七	四一
三等	四〇	三五
		一四、〇〇

設計敷込料金

最高額

一等 五、〇〇

二等 三、七五

三等 三、〇〇

三、本表最高額は疊表代及び縁代を含まない。

四、半帳疊の表替、裏返し料金の最高額は本表最高額の二割下げの額とする。

五、本表最高額は鳥取縣疊製造統制組合の發行する證紙と貼付したものの價格とし證紙のないものは五割下げとする。

鳥取縣告示第五百三十三號

「コレラ」豫防のため十二月十三日付公布した岡山縣令第一百十二號は十二月十八日付岡山縣令第三百二十二號を以てこれを廢止の旨岡山縣から通報があつた。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林

敬 三

鳥取縣告示第五百三十四號

試験檢定により昭和二十一年八月二十七日次のやうに國民學校教員免許狀を授與した。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林

敬 三

養護教員

免許狀の番 號	氏 名	免許狀の番 號	氏 名
三九	木下 鈴子	四〇	岸田 マリ子
四一	安藤 すみ江	四二	麻木 たつお
四三	松田 久子	四四	油谷 薫子
四五	坂 久惠	四六	福井 市惠
四七	松田 久子	四八	岩田 正子
四九	山下 博子	五〇	水谷 茂子
五一	尾崎 裕子	五二	八原 榮
五三	林 カズコ	五四	遠藤 しな子
五五	早瀬 壽美惠	五六	本池 美代子
五七	權田 ツヤ子	五八	酒井 秋季子
五九	石木 あき	六〇	鷲見 閑枝

00305

00305

- 六一 松原クニエ
- 六二 笠見節子
- 六三 山根昭子
- 六四 齊藤淑子
- 六五 岩谷節子

鳥取縣告示第五百三十五號

無試験檢定により昭和二十一年六月二十日次のやうに國民學校教員免許狀を授與した。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

本科訓導

- | 免許狀の番號 | 氏名   | 免許狀の番號 | 氏名   |
|--------|------|--------|------|
| 四八九三   | 松尾憲一 | 四九二七   | 外間豊藏 |
| 四九二八   | 山根幸夫 | 四九二九   | 福田要一 |
| 四九三〇   | 中島長義 | 四九三一   | 宮脇厚  |
| 四九三二   | 山田義雄 | 四九三三   | 牧野義文 |
| 四九三四   | 牧野保  | 四九三五   | 伊榮久之 |
| 四九三六   | 前田正彦 | 四九三七   | 直壁重明 |
| 四九三八   | 田中公美 | 四九三九   | 前田幸男 |

初等科訓導

- | 免許狀の番號 | 氏名   | 免許狀の番號 | 氏名   |
|--------|------|--------|------|
| 三三八三   | 横川澄江 | 三八六四   | 山本敏成 |
| 三八六五   | 岡田壽雄 | 三八六六   | 阿部勳  |

鳥取縣告示第五百三十六號

無試験檢定により昭和二十一年六月二十日次のやうに國民學校教員免許狀を授與した。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

本科訓導

- | 免許狀の番號 | 氏名    | 免許狀の番號 | 氏名    |
|--------|-------|--------|-------|
| 四八九四   | 林公惠   | 四八九五   | 岩本武文  |
| 四八九六   | 栗崎延子  | 四八九七   | 森本しづ子 |
| 四八九八   | 堀田編子  | 四八九九   | 淺中房代  |
| 四九〇〇   | 小林茜市  | 四九〇一   | 吉岡伸子  |
| 四九〇二   | 里見節子  | 四九〇三   | 足立キミ  |
| 四九〇四   | 木村智恵子 | 四九〇五   | 逢坂政子  |
| 四九〇六   | 上嶋利重  | 四九〇七   | 山田美子  |
| 四九〇八   | 増井幸枝  | 四九〇九   | 鳥飼玉枝  |
| 四九一〇   | 山田美恵  | 四九一一   | 藤川幸世  |
| 四九一二   | 山根房子  | 四九一三   | 後藤正彰  |
| 四九一四   | 濱田正春  | 四九一五   | 澤満枝   |
| 四九一六   | 長谷川菊代 | 四九一七   | 岡本嘉恵  |
| 四九一八   | 竹歳關造  | 四九一九   | 前田三治  |
| 四九二〇   | 美藤富美子 | 四九二一   | 辻中一重  |

初等科訓導

- | 免許狀の番號 | 氏名    | 免許狀の番號 | 氏名    |
|--------|-------|--------|-------|
| 四九二二   | 山本朝   | 四九二三   | 横川哲夫  |
| 四九二四   | 桑本雪子  | 四九二五   | 渡邊明彦  |
| 四九二六   | 佐伯敏寛  | 四九二七   | 佐川武壽  |
| 四九二八   | 桑原政男  | 四九二九   | 段塚正明  |
| 四九三〇   | 山本敏成  |        |       |
| 三七三三   | 田村むめ子 | 三七三四   | 谷詰絹江  |
| 三七三五   | 小林蔚子  | 三七三六   | 中島貞子  |
| 三七三七   | 岡田美智子 | 三七三八   | 中尾薫   |
| 三七三九   | 河上繁光  | 三七四〇   | 田淵千鶴子 |
| 三七四一   | 中村壽美江 | 三七四二   | 宮本登貴子 |
| 三七四三   | 加藤珣紀  | 三七四四   | 米村淑子  |
| 三七四五   | 小椋幸枝  | 三七四六   | 谷詰文彦  |
| 三七四七   | 加崎正雄  | 三七四八   | 江島嘉治  |
| 三七四九   | 小林千鶴子 | 三七五〇   | 太田友一  |
| 三七五一   | 木村智榮  | 三七五二   | 徳井陟   |

三七五三	田中千代	三七五四	柏木勝子	三七八九	池田百合子	三七九〇	香田八重子
三七五五	小林美佐子	三七五六	清水壽雄	三七九一	門脇龍子	三七九二	木村律美
三七五七	中本民江	三七五八	平尾幸枝	三七九三	森田留子	三七九四	山崎幸子
三七五九	横山智代子	三七六〇	徳原佳枝	三七九五	横谷政枝	三七九六	前田勉
三七六一	都田節子	三七六二	石原嘉須惠	三七九七	西川豊子	三七九八	有田節惠
三七六三	手島喜代女	三七六四	高塚久美子	三七九九	梅津郁重	三八〇〇	田中英次
三七六五	磯江清乃	三七六六	三浦米子	三八〇一	澤山治子	三八〇二	佐伯昭代
三七六七	生田澄子	三七六八	永井悦子	三八〇三	田淵初枝	三八〇四	田村薫
三七六九	棚田吟枝	三七七〇	林谷美代子	三八〇五	福田寛子	三八〇六	魚野須美
三七七一	岡本成代	三七七二	岡谷元江	三八〇七	上村榮子	三八〇八	西村とみゑ
三七七三	田中玲子	三七七四	竹内薫子	三八〇九	齊尾明	三八一〇	遠藤愛子
三七七五	足立しげ子	三七七六	石井清津子	三八一一	景山愛子	三八一二	赤本頼章
三七七七	福田まさ子	三七七八	清水政惠	三八一三	喜多村信男	三八一四	清水信宏
三七七九	武村敏子	三七八〇	松村八重子	三八一五	内藤幾子	三八一六	遠藤祐子
三七八一	梅林秀子	三七八二	利弘勝世	三八一七	塚田美佐子	三八一八	矢田京子
三七八三	野島敦子	三七八四	濱田トシ子	三八一九	崎岡一枝	三八二〇	小林文子
三七八五	提嶋榮子	三七八六	山根美智惠	三八二一	清水美雪	三八二二	池口春子
三七八七	田平千代子	三七八八	門永久子	三八二三	千本榮	三八二四	山本裕子

三八二五	廣富満智子	三八二六	船木祝子	三八六一	長田富子	三八六二	新田積
三八二七	木村宏子	三八二八	山内嘉人	三八六三	中森善治	三八六四	林原久惠
三八二九	坂口春枝	三八三〇	市田文子	三八六八	鎌田すゑ		
三八三一	主田千代子	三八三二	小林絹慧				
三八三三	西尾良子	三八三四	上田冬野				
三八三五	小森一秀	三八三六	正木克子				
三八三七	田中隆長	三八三八	松田芳惠				
三八三九	吉田勝代	三八四〇	田中千惠子				
三八四一	妹尾艶子	三八四二	清水タキ子				
三八四三	山本義枝	三八四四	井本昭旨				
三八四五	加藤和世	三八四六	細谷鈴子				
三八四七	大空豊	三八四八	田中迪子				
三八四九	松本節子	三八五〇	小川弘夫				
三八五一	土井貞子	三八五二	兒山徐子				
三八五三	立林次郎	三八五四	小林莊利				
三八五五	山田久子	三八五六	山本八重子				
三八五七	杉原寛子	三八五八	遠藤久仁子				
三八五九	富田隆	三八六〇	二岡京子				

免許狀の番	氏名	免許狀の番	氏名
二九一一	松本益子	二九一二	若松きみ
二九一三	小野令子	二九一四	暈山文惠
二九一五	高橋昭子	二九一六	田口享
二九一七	小林つゑ子	二九一八	吉持静江
二九一九	矢田貝由紀子	二九二〇	毛利美佐子
二九二一	福田貞女	二九二二	原田恭子
二九二三	西村文江	二九二四	中川初都子
二九二五	門脇史子	二九二六	久木香代子
二九二七	大江惠美子	二九二八	坂倉英子
二九二九	生田澄子	二九三〇	池田恭子
二九三一	黒田美根子	二九三二	安藤千恵子
二九三三	鷲見閑枝	二九三四	林操

初等科准訓導	氏名
三八六一	長田富子
三八六三	中森善治
三八六八	鎌田すゑ

00306

二九三五	田中	勳	二九三六	能本	亮
二九三七	本池	美代子	二九三八	國頭	端枝
二九三九	郷路	キミエ	二九四〇	吉岡	孝代
二九四一	重松	文子	二九四二	湯本	静枝
二九四三	林	越子	二九四四	山根	昭子
二九四五	齊藤	淑子	二九四六	後藤	八重子
二九四七	鈴木	香葉子	二九四八	田川	香子
二九四九	中島	恭	二九五〇	八原	榮
二九五二	中村	喜代美	二九五二	大塚	昭子
二九五三	吉高	知恵	二九五四	那須	美佐子
二九五五	小田	久子	二九五七	桑原	亀代子
二九五八	大住	美登理	二九五九	林	隆政
二九六〇	濱本	敏子	二九六一	巽	貞子
二九六二	北浦	宣子	二九六三	加藤	光子
二九六四	岩田	幸枝	二九六五	井上	喜代
二九六六	松本	芳江	二九六七	西川	澄江
二九六八	中尾	正枝	二九六九	尼子	幸代
二九七〇	長谷川	敬子	二九七一	池田	裕子
二九七二	市川	啓子	二九七三	岩田	鈴子
二九七四	大坂	順子	二九七五	大坂	博子
二九七六	岡本	陽子	二九七七	太田	惠美子
二九七八	岡	久子	二九七九	音田	惠美子
二九八〇	木村	艶子	二九八一	黒田	千賀子
二九八二	小早川	ルリ子	二九八三	妻藤	昭子
二九八四	完井	悦子	二九八五	新倉	和子
二九八六	豊嶋	由紀子	二九八七	鳥飼	恭子
二九八八	中井	照子	二九八九	林	節子
二九九〇	福井	信子	二九九一	藤井	孝子
二九九二	御船	錦	二九九三	宮崎	恭子
二九九四	森山	昭枝	二九九五	山根	智恵子
二九九六	山本	恭子	二九九七	山本	敏枝
二九九八	山本	彌子	二九九九	中本	明
三〇〇〇	小倉	八重子	三〇〇一	若櫻	君恵
三〇〇二	狩野	周代	三〇〇三	奥田	正子
三〇〇四	山本	千鶴子	三〇〇五	梶浦	昭子
三〇〇六	井上	重代	三〇〇七	加藤	ます子

鳥取縣公報 昭和二十一年十二月廿七日 (第三種郵便物認可) 二二

00307

三〇〇八	上山	千恵子	三〇〇九	向井	一子
三〇一〇	川上	静江	三〇一一	小林	園枝
三〇一二	中島	よし子	三〇一三	高垣	美代子
三〇一四	榎木	貞之	三〇一五	溝口	和子
三〇一六	上山	美之里	三〇一七	西尾	逸子
三〇一八	田中	美奈子	三〇一九	角谷	幸枝
三〇二〇	高田	和恵	三〇二一	永島	宏子
三〇二二	青木	節子	三〇二三	遠藤	房江
三〇二四	宮本	瑞枝	三〇二五	下田	典子
三〇二六	田山	千代子	三〇二七	桂城	迪英
三〇二八	君野	節子	三〇二九	高田	祈江
三〇三〇	青砥	都子	三〇三一	伊藤	富美子
三〇三二	遠藤	紀子	三〇三三	小原	絹子
三〇三四	籠谷	友江	三〇三五	門脇	祥子
三〇三六	木山	彌枝子	三〇三七	能谷	惠美子
三〇三八	後藤	玲子	三〇三九	近藤	雅子
三〇四〇	鷲見	百合子	三〇四一	林原	由美子
三〇四二	濱田	嚴子	三〇四三	深田	静江
三〇四四	古山	章子	三〇四五	三島	良子
三〇四六	牧山	幸夫	三〇四七	山中	彌生
三〇四八	門脇	清子	三〇四九	今村	貞徳
三〇五〇	西本	節子	三〇五一	遠藤	喜美恵
三〇五二	平家	榮	三〇五三	止田	秋江
三〇五四	永見	義明	三〇五五	前畑	喜支子
三〇五六	芦谷	静雄	三〇五七	平井	千壽子
三〇五八	野澤	道夫	三〇五九	田邊	俊郎
三〇六〇	森田	千代子	三〇六一	小谷	節子
三〇六二	中島	和江	三〇六三	椎木	量子
三〇六四	白井	久子	三〇六五	尾高	良子
三〇六六	田中	玲子	三〇六七	今崎	操子
三〇六八	尾崎	久江	三〇六九	竹内	富子
三〇七〇	金川	八重子	三〇七一	山黒	耕
三〇七二	井勝	きく江	三〇七三	穂田	良子
三〇七四	谷口	允江	三〇七五	山本	節子
三〇七六	馬淵	のぶ子	三〇七七	中	信良久
三〇七八	森山	照枝	三〇七九	杉森	政子

鳥取縣公報 昭和二十一年十二月廿七日 (第三種郵便物認可) 二二

三〇八〇	福田 芳子	三〇八一	小椋 美惠子
三〇八二	伊藤 末子	三〇八三	林 原 票子
三〇八四	徳田 金次郎	三〇八五	石 井 佐代子
三〇八六	平尾 亀代	三〇八七	濱 本 すみ子
三〇八八	古谷 榮子	三〇八九	遠 藤 克美
三〇九〇	林 原 昌子	三〇九一	山 崎 艶子
三〇九二	福 井 貴美子	三〇九三	佐々木 智 照
三〇九四	山 根 光 代	三〇九五	田 中 收
三〇九六	山 中 慶 壽	三〇九七	山 根 高 徳
三〇九八	野 口 龍太郎	三〇九九	高 崎 民 子
三二〇〇	佐 伯 節 子	三二〇一	水 木 恭 子
三二〇二	牧 野 絢 子	三二〇三	前 川 一 郎
三二〇四	林 米 子	三二〇五	野 本 一 子
三二〇六	阿 部 茂 孝	三二〇七	坂 本 晃

裁縫專科訓導

免許狀の番 號	氏 名	免許狀の番 號	氏 名
一七六七	柳 澤 鶴 子	一七六八	米 山 佐 知

一七六九	森 田 靜 江	一七七〇	田 中 房 子
一七七一	福 田 千 賀 子	一七七二	松 本 未 子
一七七三	和 田 榮 子	一七七四	土 橋 惠 美 子
一七七五	永 田 慶 子		

農業專科訓導

免許狀の番 號	氏 名	免許狀の番 號	氏 名
一七七五	森 田 武 雄	一七七六	加 納 保 生
一七七七	野 口 駒 治 朗	一七八八	山 内 良 雄
一七七九	大 村 昇		

鳥取縣告示第五百三十七號

左記の者にたいし昭和二十一年十一月一日次のやうに國民學校教員免許狀を授與した。

昭和二十一年十二月二十七日

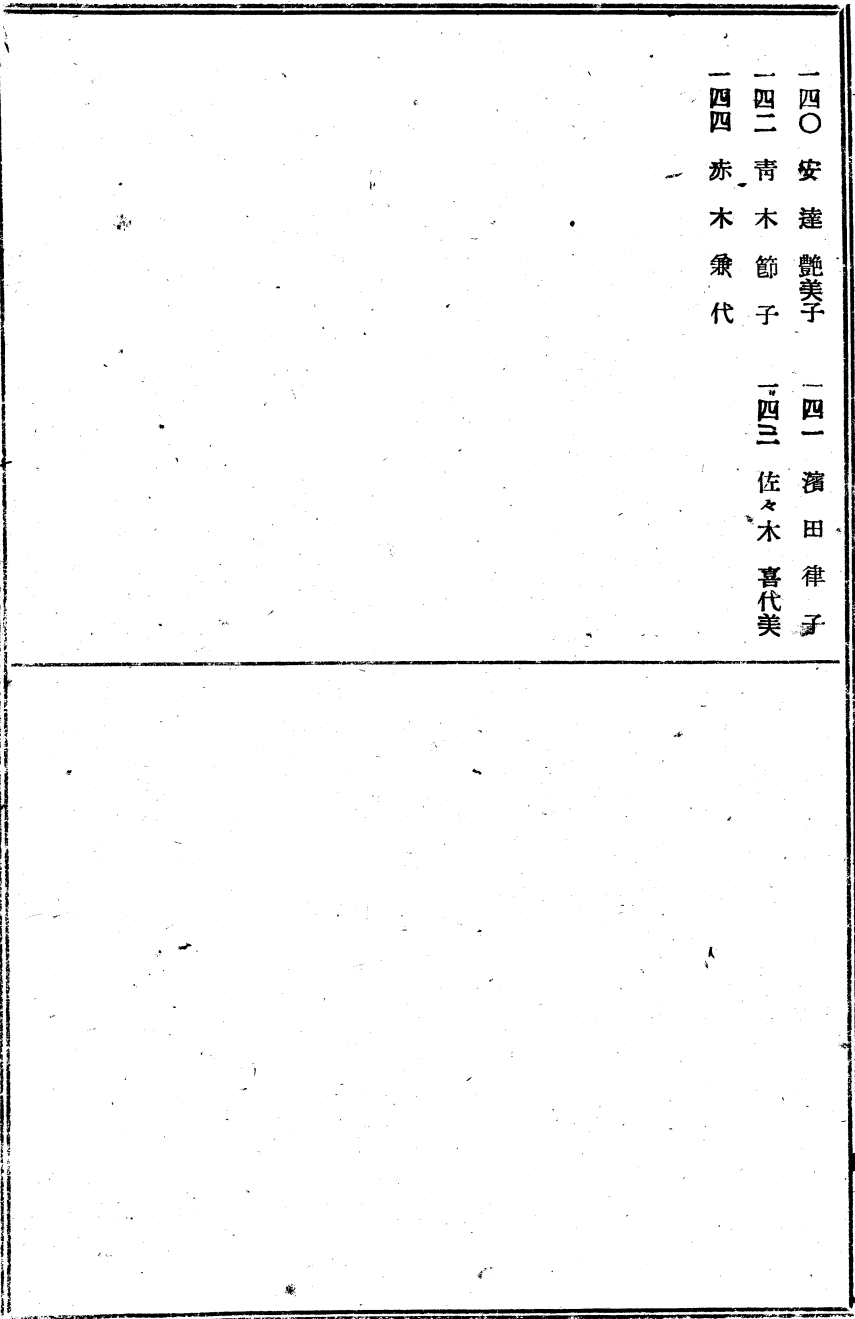
鳥取縣知事 林 敬 三

養護教員

免許狀の番 號	氏 名	免許狀の番 號	氏 名
六六	阿 川 喜 美 枝	六七	小 泉 澄 枝

六八	田 中 干 滿 子	六九	河 田 美 惠 子
七〇	椎 木 幸 子	七一	坂 本 良 江
七二	本 池 文 枝	七三	安 田 き よ 子
七四	遠 藤 二 葉	七五	吉 岡 さ つ 子
七六	渡 邊 幸 子	七七	足 立 須 磨 子
七八	馬 田 敏 子	七九	山 根 靜 惠
八〇	大 江 幸 枝	八一	大 塚 須 美 枝
八二	木 村 美 枝 子	八三	柏 尾 式 江
八四	前 田 八 重 子	八五	本 池 國 子
八六	遠 藤 綾 子	八七	伊 藤 竹 子
八八	藤 本 惠 智 子	八九	築 谷 正 子
九〇	葉 狩 菊 野	九一	岩 本 美 枝 子
九二	長 尾 公 子	九三	吉 田 氣 妙
九四	宮 森 敏 美	九五	幸 田 久 子
九六	地 頭 正 子	九七	田 坂 鹿 枝
九八	遠 藤 鶴 江	九九	田 中 靜 子
一〇〇	米 倉 愛 子	一〇一	松 田 喜 美 子
一〇二	秋 山 瑞 璃 子	一〇三	秦 野 艶 子
一〇四	岡 森 佐 代 子	一〇五	佐 伯 富 士 子
一〇六	山 田 康 子	一〇七	角 田 頼 子
一〇八	林 ひ さ 子	一〇九	宮 脇 澄 枝
一一〇	奈 良 井 和 子	一一一	作 本 初 枝
一一二	村 尾 美 登 利	一一三	小 田 富 士 美
一一四	森 益 枝	一一五	岩 田 幸 子
一一六	村 本 幸 枝	一一七	徳 丸 久 子
一一八	大 下 壽 子	一一九	志 學 美 智 子
一二〇	手 島 惠 美 子	一二一	豊 福 敏 榮
一二二	黒 川 操 子	一二三	松 原 節 子
一二四	渡 邊 和 子	一二五	橋 谷 巴
一二六	由 木 一 枝	一二七	松 本 澄 子
一二八	生 田 和 子	一二九	宇 田 川 和 子
一三〇	秋 山 和 枝	一三一	別 所 瑞 枝
一三二	景 山 義 子	一三三	井 田 愛 子
一三四	田 村 説 子	一三五	梶 井 玲 子
一三六	米 原 和 江	一三七	伊 藤 一 子
一三八	佐 伯 和 枝	一三九	長 谷 川 禮 子

- 一四〇 安達 艶美子
- 一四一 濱田 律子
- 一四二 青木 節子
- 一四三 佐々木 喜代美
- 一四四 赤木 兼代



昭和二十一年十二月廿七日印刷  
昭和二十一年十二月廿七日發行

鳥取縣公報

昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可

鳥取縣市東町取  
鳥取縣市東町取  
鳥取縣市東町取  
鳥取縣市東町取  
鳥取縣市東町取